

平成25年第2回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成25年5月13日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 1号 専決処分の承認について
「羽幌町税条例の一部を改正する条例」
- 第 5 承認第 2号 専決処分の承認について
「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 第 6 承認第 3号 専決処分の承認について
「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」
- 第 7 承認第 4号 専決処分の承認について
「平成25年度羽幌町一般会計補正予算」（第1号）
- 第 8 承認第 5号 専決処分の承認について
「平成25年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算」（第1号）
- 第 9 議案第35号 平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）

○出席議員（11名）

1番 森 淳 君	2番 金 木 直 文 君
3番 小 寺 光 一 君	4番 寺 沢 孝 毅 君
5番 船 本 秀 雄 君	6番 磯 野 直 君
7番 平 山 美知子 君	8番 橋 本 修 司 君
9番 駒 井 久 晃 君	10番 熊 谷 俊 幸 君
11番 室 田 憲 作 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	舟 橋 泰 博 君
副 町 長	石 川 宏 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	長谷川 一 志 君

会計管理者	今野睦子君
総務課長	井上顯君
総務課長補佐	酒井峰高君
総務課企画室 政策推進係長	熊谷裕治君
総務課企画室 政策推進係主査	富樫潤君
財務課長	三浦義之君
財務課主幹	豊島明彦君
財務課財政係長	葛西健二君
福祉課長	鈴木典生君
福祉課長補佐	更科滋子君
福祉課 社会福祉係長	門間憲一君
建設水道課長	安宅正夫君
建設水道課主幹	吉田吉信君
建設水道課 水道係長	竹内雅彦君
産業課長	江良貢君
産業課長補佐	鈴木繁君
産業課 観光振興係長	木村康治君
学校管理課長	熊木良美君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	藤岡典行君
総務係長	金丸貴典君
書記	逢坂信吾君

◎開会の宣告

○議長（室田憲作君） ただいまから平成25年第2回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（室田憲作君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 平成25年第2回羽幌町議会臨時会の招集に当たりまして、議員の皆様には何かとご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本町におきましては、これからの本格的な観光シーズンを前に各施設で準備が進められているところであり、温かく観光客を迎え、訪れる方が一人でも多くなることに期待をいたしているところであります。

本臨時会に提案いたしております審議案件は、条例改正に伴う専決処分の承認3件、補正予算に係る専決処分の承認2件、議案として25年度補正予算案1件の合わせて6件でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、

10番 熊谷俊幸君 1番 森 淳君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（室田憲作君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（室田憲作君） 日程第3、諸般の報告を行います。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第1号～承認第3号

○議長（室田憲作君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認について「羽幌町税条例の一部を改正する条例」、日程第5、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、日程第6、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案についての承認の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました承認第1号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めらるものでございます。

平成25年5月13日提出、羽幌町長。

処分理由は、羽幌町税条例の一部を改正する条例でございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第107号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第37号）が平成25年3月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町税条例の一部を改正する条例については、羽幌町議会を招集するいとまがないので、別紙のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。専決処分は、平成25年4月1日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例の一部を改正する条例。

羽幌町税条例（昭和32年羽幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正の要点は、個人町民税においてふるさと寄附金の特例控除額の見直しや住宅ローン控除の延長と拡充、固定資産税で課税標準の特例措置の導入、また延滞金の利率の改正などであります。

それでは、改正内容の説明をいたしますが、お配りしております羽幌町税条例の一部を改正する条例要旨（専決）に基づきまして改正内容の説明をいたします。また、適用条項の改正や字句の訂正、条項の整備等につきましては説明を省略させていただきますので、

よろしくお願ひいたします。

1、個人町民税、(1)、ふるさと寄附金の特例控除の見直しでございますが、寄附金税額控除については平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の税率に復興特別所得税率2.1%を乗じて得た率を加算するとの見直しでございますが、平成20年の税制改正でふるさと納税制度が創設され、自治体に対する寄附金のうち2,000円を超える部分については原則所得税と住民税が控除される制度ができました。このような中、所得税において平成25年分から平成49年分について復興特別所得税2.1%が上乘せとなる改正がされております。そこで、寄附金税額控除についてもその分を含めて控除できるように改正しようとするものでございます。個人町民税は翌年度課税ですので、平成26年度から平成50年度までの各年度に限っております。

(2)、住宅ローン控除の延長と拡充ですが、平成26年4月から消費税率が引き上げ予定となっており、それにあわせて所得税の住宅ローン控除の延長と拡充が改正されましたので、個人町民税においても制度の延長及び拡充をするものでございます。住宅ローン控除は、所得税のみの控除でしたが、平成21年度税制改正において所得税から町民税への税源移譲がなされ、所得税の減少額の範囲内で町民税からも所得税から控除し切れない額を控除することとされました。この現行制度は、平成25年12月で終了予定でしたが、平成26年3月まで延長し、さらに平成29年まで控除額を拡充する改正でございます。なお、個人町民税の減収額は、地方特例交付金として全額国費で補填されることとなっております。参考として所得税の借入れ限度額や控除率、控除額等を記載しておりますので、ごらん願ひします。

(3)、東日本大震災関連の改正及び新設ですが、東日本大震災による被災居住用財産の敷地の譲渡期限の延長等の特例で、1点目は記載内容を表にまとめてわかりやすく表示したことでございます。2点目は、居住用家屋が東日本大震災により住めなくなった者が家屋の敷地を譲渡した場合の特例を本人だけではなくその相続人にも適用させる改正でございます。この適用は、平成25年1月1日からでございます。

次に、2、固定資産税ですが、(1)、固定資産税の納税義務者の改正でございます。独立行政法人森林総合研究所が行う事業の土地について固定資産税の納税義務者とみなす規定の廃止で、実際の適用件数が少ないことから廃止するものでございます。また、特別土地保有税も同様に廃止するものでございます。

(2)、都市再生特別措置法による備蓄倉庫の固定資産税の課税標準の特例措置ですが、通称わがまち特例と言われているもので、昨年創設された制度の追加でございます。大規模地震の発生に伴う避難者等のために水や食料等の物資を保管するための備蓄倉庫について管理協定した固定資産税の課税標準の特例で、5年度分に限り3分の2とするもので、対象となる倉庫は国の関係者などで構成する都市再生緊急整備協議会の作成する計画への記載が必要となります。適用は、平成25年4月1日からとなります。

3番、延滞金の利率の改正で、(1)、延滞金の割合等の特例ですが、延滞金については現行制度で納期限から1カ月間は年7.3%、経過後は14.6%と規定されておりますが、平成11年度から金利が低水準で推移していることを踏まえ、当分の間特例基準割合を適用する特例措置が講じられてきたところでございます。このような中、このたびの国税の延滞金改正にあわせて同様に改正するものでございます。まず、7.3%の部分については特例基準割合プラス1%とし、14.6%の部分については特例基準割合プラス7.3%とするものでございます。特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月の銀行の新規の短期貸し出し約定平均金利の合計を12で除した割合に年1%を加算した割合となっており、現在の7.3%については3%、14.6%については9.3%の割合となっております。この適用は、平成26年1月1日からとなっております。

(2)、法人町民税の納期限の延長の場合の特例ですが、法人町民税において徴収猶予を受けている期間においてもこの特例基準割合を適用する改正でございます。

次に、附則でございますが、それぞれの条項の施行期日を定めており、施行期日前においては、なお従前の例によるとの定めであり、前段施行期日について改正要旨の中で説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

次に、承認第2号をお開き願います。承認第2号 専決処分承認についてご説明申し上げます。地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。平成25年5月13日提出、羽幌町長。

処分理由は、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。

地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第107号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第37号)が平成25年3月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、羽幌町議会を招集するいとまがないので、別紙のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。専決処分は、平成25年4月1日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例(平成24年羽幌町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正内容の説明をいたしますが、お配りしております羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例要旨(専決)に基づきまして改正の内容を説明いたします。また、適用条項の改正等については説明を省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

1、国民健康保険税の軽減制度の恒久化等でございますが、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険に加入していた75歳以上の者について世帯の負担

がふえない措置を実施してきましたが、この措置についての改正でございます。1点目は、所得に応じた均等割額、世帯別平等割額の軽減措置の基準額の算定で、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者についても移行後5年間は軽減判定の対象とする特例措置を5年間に限定しないで恒久化する改正であります。下段の表で世帯の所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減とそれぞれ減額されておりますが、この判定についてのものでございます。

次に、2点目でございますが、まず現在の軽減措置について説明をして、次に追加する措置について説明をいたします。現在の軽減措置につきましては、後期高齢者医療制度の移行によって国民健康保険の単身世帯となった世帯について移行後5年間は世帯別平等割額を2分の1に軽減するという制度であります。この世帯を特定世帯と呼んでおります。

次に、追加する措置でございます。③でございます。5年間で終了した場合の激変緩和策として、移行後6年目から8年目までは世帯別平等割額を4分の1軽減する措置で、この世帯を特定継続世帯と呼びます。下段の表で現在の特定世帯が②の部分で、追加するものが③の部分であります。

施行は、平成25年4月1日となっております。

次に、承認第3号をお開き願います。承認第3号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告をし、承認を求めるものでございます。

平成25年5月13日提出、羽幌町長。

処分理由は、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第107号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第37号）が平成25年3月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例については、羽幌町議会を招集するいとまがないので、別紙のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。専決処分は、平成25年4月1日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例。

羽幌町都市計画税条例（平成24年羽幌町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正内容の説明をいたしますが、お配りしております羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例要旨（専決）に基づきまして改正内容の説明をいたします。また、適用条項の改正等については説明を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

改正内容ですが、先ほど説明をいたしました固定資産税の改正と同様に改正するもので、都市再生特別措置法による備蓄倉庫の都市計画税の課税標準の特例についてであります。内容については、説明を省略させていただきます。

施行は、平成25年4月1日からで、経過措置ということで適用となる年度以前については、従前の例によるとの規定を定めております。

以上、承認第1号から承認第3号についてご説明を申し上げました。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから承認第1号、羽幌町税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第2号、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第3号、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号

○議長（室田憲作君） 日程第7、承認第4号 専決処分の承認について「平成25年度羽幌町一般会計補正予算」（第1号）を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました承認第4号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成25年5月13日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）でございます。

次のページをお開き願います。平成25年4月1日付による専決処分書で、離島活性化事業に伴う補正でございますが、その内容についてご説明をいたします。離島の水産業及び畜産業の事業者は、本土への海上輸送に費用がかかることから、この海上輸送費の支援を行うことで事業者の負担軽減及び離島産業の活性化を図ろうとするものでございます。補助内容は、事業者や北るもい漁業協同組合などで構成する羽幌町離島産業活性化推進協議会に対し、輸送対象経費の3分の2以内について国と羽幌町がそれぞれ同額補助するもので、国への補助申請について早急な対応が求められることから専決処分により補正をしたものでございます。

次の補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ129万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ56億7,129万8,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。歳出の補正でございます。2款総務費、企画費において離島活性化事業補助金129万8,000円の補正は、輸送対象経費194万9,000円の3分の2でございます。

歳入につきましては、国庫補助金64万9,000円と繰越金64万9,000円を充てております。

以上、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから承認第4号について質疑を行います。

4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） ただいまの件について質問いたします。

これは、平成25年度から、4月1日から新たに国のほうで改正されて始まる離島振興法にかかわる離島活性化交付金絡みの補正かなというふうを考えるわけですが、常任委員会等での担当課からの説明によりますと、海上輸送に関してはさかのぼって、本年の2月1日までさかのぼって該当されるというような情報も伝えられたことがございます。その後いろいろと国からの情報も錯綜し、変更等もあるようなのですけれども、もうちょっと具体的にいつからいつまでの補正内容、輸送の補助の額面なのかとか、それから例えば水

産物であれば漁協に対してどのようなお金の流れで実際に支払われていくものなのかとか、その辺の内容の説明をお願いいたします。というのは、今後もこういった形で予算が数年にわたって組まれる可能性のあるものだろうというふうに認識しておりますので、この際説明をお願いしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） お答えいたします。

まず、寺沢議員の質問にございました当初のかかわり合いからご説明したいと思います。確かに常任委員会でご説明しましたとおり、当初国からの情報で平成25年2月、3月という2カ月ペースで今回のこの補助があるということを知っておりました。これは、ご存じのとおり平成25年度に離島振興法が全面改正、施行になりまして、この目玉といえますか、そういった事業の離島活性化交付金という部分の平成24年度の国の補正でなりました離島活性化補助金という形の区分けで、それに先立ちまして先行して実施するというものでございました。当初2カ月ということでしたが、3月の中旬に入りました情報で、国のほうでは予算の絡みとかいろいろなことがありまして2つのやり方の選択をしてほしいということが求められてきました。というのは、まず1つ目の部分につきましては、国の補正予算の絡みがありましたので、まず24年度ということを取り組むという場合の想定とこれを繰り越して使うという想定の大きく2つの選択をしていただきたいというふうなことがありました。まず、24年度で取り組む場合につきましては、25年の2月、3月と言いましたが、それが変わりまして3月の中旬以降に交付決定されるということになりましたので、3月中旬以降の交付決定の日から25年の3月31日までのおおむね2週間程度、この期間をまず1つ目の24年度取り組む期間と考えていただきたいということです。それと、もう一つ、繰り越して使う場合、これは本年入りまして4月以降の交付決定の日から34日分、というのはこの補助対象期間が平成25年2月26日に国の補正予算が成立しているものですから、その成立の日から3月31日までの34日間という算定の方が上限で、なおかつ実際5月の20日が終わりとなるような設定という部分の繰り越しの説明を受けておりました。それで、町と漁協等と話し合いまして、24年度で取り組む場合と25年度に入りまして繰り越して使う場合とどちらが漁業者等にとりまして何が一番得策かというふうに判断しましたところ、やはり2週間より34日分のほうが期間も長いですということでありましたので、25年度に入りまして繰り越してその事業を取り組むというふうに決定させていただきました。それで、補正に関しましては、期間もなかったということで、4月1日にすぐ補助申請をしなければならないということで今回専決処分に至った理由でございます。

それと、まずその算定基礎なのですけれども、あくまでも2月、3月にやるということを知りましては平成24年の2月、1年前です、2月、3月の2カ月前でまず漁協等のほうから今回この輸送費に関して需要額調査をしました。それで、その金額、それと今回戦略3品ということでこの輸送費が該当になるもの

ですから、一応魚介類、それと綿羊ということで天売、焼尻の場合は考えております。その部分を算定しまして、2月、3月ということで算定した数字を道のほうに需要額調査で出しておりましたが、先ほど言いましたとおり実際繰り越して使う場合は34日間という限定がありますので、これを4月の17日から5月の20日までの34日間ということで補助期間を設けて、これにあわせて補助するものでございます。一応予算的には、先ほど財務課長から出ましたが、全体の補助対象経費194万9,000円というのは2月、3月の2カ月分ですが、実際今回の補助期間の計算する上では先ほど言いました4月の17日から5月の20日までの34日間でございますので、これには至るかどうかはつきりわかりませんが、一応この予算の上限ということで今回34日間分を補助をするものでございます。

それと、今回この補助金の流れなのでございますけれども、あくまでも町といたしましては漁協等とも話し合いました結果、今回のこの事業につきましては25年度の後年の絡みもありますが、羽幌町離島産業活性化推進協議会という組織を立ち上げて、これは本年4月1日に立ち上げましたが、これは事業者でございます漁協さん、それと綿羊の事業者でございます萌州ファーム、そして羽幌町、産業課が担当になりますが、この3者でもってこの協議会をつくりまして、ここを媒体としまして町が国から3分の1、そして町の3分の1の補助をもちまして輸送費の3分の2をこの協議会のほうに補助するというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第5号

○議長（室田憲作君） 日程第8、承認第5号 専決処分の承認について「平成25年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算」（第1号）を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました承認第5号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成25年5月13日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成25年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

次のページをお開き願います。平成25年4月24日付の専決処分書でございますが、専決の内容につきましては天売簡易水道施設設備改修事業に伴う補正でございます。天売地区において北海道が施行する道道天売島線の天売神社前と天売小中学校前の側溝改修工事に伴い、支障となっている水道管の移設が求められ、補償工事として実施するもので、早急な対応が求められることから専決処分により補正をしたものでございます。

次の補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ94万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,164万5,000円とするものでございます。

6ページをお開き願います。歳出の補正でございます。1款簡易水道費、水道維持費において水道施設整備工事請負費94万5,000円の補正でございます。

5ページをお開き願います。歳入の補正でございます。3款繰越金において前年度繰越金4万5,000円と4款諸収入、工事補償費90万円を充てております。

以上、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから承認第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第35号

○議長（室田憲作君） 日程第9、議案第35号 平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） ただいま提案となりました平成25年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億7,801万7,000円を追加し、予算の総

額を歳入歳出それぞれ59億4,931万5,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げますが、歳出において3款民生費、児童福祉費2億7,301万7,000円の補正は、就学前児童施設整備補助金の打ち合わせに関する旅費24万5,000円と就学前児童施設整備補助金2億7,277万2,000円の補正で、学校法人泉学園まき幼稚園が国の認定こども園制度に基づき、国2分の1、残りを町と事業主が負担する子育て支援対策臨時特例交付金を活用して放課後児童クラブを併設した幼保連携型認定こども園整備に対して補助するものであります。

歳入において財源は、国の負担分1億7,924万6,000円は北海道安心こども基金を経由して交付され、9,200万円は過疎対策事業債を充て、残り177万1,000円は一般財源を充てております。

本交付金に係ります補正予算につきましては、昨年6月議会に幼保連携型認定こども園の一貫型による施設整備補助をご提案申し上げましたが、町立保育園のあり方や認定こども園制度に対する議論が不足していることなどのご意見があり、議決されませんでした。このためさらなる議論や検討の時間が必要との考えに立ち、協議しておりましたが、子供たちへの影響や就学前子育て支援審議会の答申、保護者の意見などを踏まえ、認定こども園制度による民間施設において保育部門も担っていただけると判断したところであります。この間幾度となく議会、文教厚生常任委員会を開催していただき、認定こども園制度や町の考え方についてご審議いただいたところでありますが、保育部門が民間施設の1カ所になることで選択する余地がないことに対する不安の意見があることから、平成26年度の町立保育園につきましては、現状のとおり園児を募集することで閉園を先送りすることといたしました。その後につきましては、26年度の入園状況などいろいろな角度から協議検討し、閉園の時期を判断させていただきたいと思っております。それまでの間、町の保育園につきましては、施設の維持補修等を実施し、在園、または入園する園児に対し環境を整備するとともに、安心、安全な保育運営に努めてまいりたいと考えております。

認定こども園の運営を計画しております学校法人泉学園の教育及び園の方針は、家族との連携を十分に図り、健全なる環境を与えてその心身の健全な発達を助長し、明るく伸び伸びとした集団生活と幅広い経験、活動を通じて人間形成の基盤を培うこととし、保育目標は明るく素直で伸び伸びした子、決まりを守り仲よく遊ぶ子など5項目を挙げ、バランスのとれた人間形成を目指すこととしております。半世紀以上の幼稚園運営実績があることにあわせ、現状の運営状況から就学前児童の教育、保育につきましては適正に実施されるものと考えております。また、民間における保育につきましても責務は町にありますことから、保育料を含め入園や運営等について積極的にかかわってまいります。さらに、良好な保育と堅実な運営を維持するよう毎年行われる北海道の实地検査にあわせ運営状況の調査、指導などを行い、町として関与の役目を果たし、子供の保育に支障がないよう努めてまいりたいと考えております。

これまで国の認定こども園制度による民間幼稚園の施設整備と羽幌保育園のあり方につ

きましては、子供たちや保護者の不安、現有施設の老朽化に加え、将来を考慮しなければならない難しいものがあつたことから議論が長期間にわたつたことにご理解を願いたいと思います。

次に、7款商工費、観光費において天売島観光産業支援事業の500万円の補正は、平成23年度から休止状態にある海底探勝船の運行再開と食堂の営業再開への補助であります。天売島は、羽幌町を代表する観光地の一つであり、天売島を海から眺め、海鳥も観察することができ、さらに海底のウニなども見ることができる海底探勝船は天売観光の柱でもあります。また、地元のウニやホタテなどの新鮮な魚介類を提供していた食堂が昨年12月に閉店をいたしました。観光地としての今後の天売島観光を考えた場合、これら海底探勝船や地場産の海産物を提供できる食堂はなくてはならない観光資源であり、観光旅行をする個人はもとより団体旅行を企画する旅行代理店にとっても欠かすことのできない観光メニューの一つでもあります。このような中、知床で観光船の営業実績のある有限会社丸は宝来水産、営業名、ゴジラ岩観光が天売島での観光事業に意欲を示し、海底探勝船及び食堂の再開について実施を予定している状況から、羽幌町としてこの事業の一部として海底探勝船の購入費用や食堂の購入費用、人件費の一部などを補助し、観光及び産業の振興を図るものでございます。総事業費は、約1,553万円を予定しており、そのうち500万円を補助するもので、当初羽幌町産業振興奨励事業補助条例に基づき補助する考えでございましたが、離島の観光振興及び地域活性化対策として政策的な判断のもとに補助することといたしましたので、ご理解を願いたいと思います。財源につきましては、国・道及び中小企業基盤整備機構などの支援制度について検討いたしました。対象とならないことから一般財源を充てております。

以上、今回補正をいたします予算についての説明内容でございます。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これから議案第35号について質疑を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 私からは、就学前児童施設整備補助金、いわゆる泉学園からの認定こども園建設にかかわる部分で何点かお聞きをしたいと思います。

昨年6月の定例会で予算計上、予算提案をされたわけですが、そのときはたしか昨年の5月15日付で建設計画、整備計画書なるものが提出されていたかと思いますが、今回新たな提案に向けて、提案に際してその中身の一部変わっているとは思いますが、新たな改訂版のような、そういう計画書のようなものは提出があつたのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） お答えいたします。

前回の昨年の5月の実施計画につきましては、泉学園さんが独自に羽幌町の保育所は保育所として運営をする上での泉学園さんの実施予定で計画書を提出されました。今回につきましては、議会での否決がございまして、その後町の考え方、町の今後の保育所のあり

方について検討した形での提出になりますことから、少し泉学園さんには待っていただいて、町の結論が出てからということと考えておりましたところですので、今回は町がこの事業を保育業務を担っていただくということを出してから、その後で泉学園さんが計画書を提出するという形になります。

以上です。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、今のところは同じ認定こども園ということでは変わりはないわけですし、その当時の5月15日提出の計画書は既に情報公開されております。一部黒塗りされている部分もありますけれども、おおむねは、細かな数字は変わるにしても例えば借入れを受けてどのように償還をしていくか、そういう財源の手当ての方法なども今のところまだこのような中身で推移しているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） この後の今回羽幌町の考え方、民営化方針を出させていただきました。泉学園さんと藤幼稚園さん、それぞれに考え方を聞きました。その結果、泉学園さんのほうからは町の希望する状況の保育人員、それから幼稚園の幼児の人員を確保できるという形で計画書が出てきました。その段階では、図面等につきましても昨年の考え方の図面を大きく変えるものではなく、そこに対しての大体補充する部分の拡充という考え方で考えられているみたいです。財源につきましては、前回の考え方のままで動いていると思います。私どものほうにまだそこまでは入っておりませんので。

以上です。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、新たなものはまだないということですので、前回の計画書に基づく財源の手当ての部分についてさらに詳しくお聞きしたいというのか、確認をしながら、泉学園が考えている財源の手当てに対する町の見方、考え方をお聞きしたいと思うのですが、昨年5月15日に提出された計画書によりますと、運営のための借入金8,500万、その償還をしていく方法としては入園児数を高めていく方法、方策を検討する、保護者負担の適正の見直しを図っていく、運営経費体制全般の点検と見直しを行って効率化と節減の徹底を図っていく、そして5点目に学校運営とはいえ民間法人による企業運営であり、運営収支バランスへの追求は当然のこととして今後対処してまいりますというふうに文章がつづられております。確かに民間法人ですから、最後の項目のような部分は当然考えられるわけですが、ここがやはり公立、公が行う部分と民間の行う部分の決定的な違いであると思うのですが、この点について町はどう考えているのか。運営収支、最終的には企業経営なのだからということなのですが、こういう部分についての町として不安はないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） お答えいたします。

基本的にまず保育部門、保育所部門で考えますと、あくまでも保育の責務は町にあります。そのことから、国の補助基準にのっとりまして保育料、それから国から来る保育に対する補助金で運営されるものと考えております。幼稚園のほうにつきましては、それは今まで事業実施されていますので、その考え方だと思っておりますので、あくまでも保育所についてはうちの責務があるということで、今の保育所と変わるものではないという考え方で思っております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） この部分が私としては、本当に民間で大丈夫なのかというふうによく言われますけれども、最終的にはここにくるところなのだろうと思うのです。運営費は、幼稚園のほうはよくわかりませんが、保育所の運営費全体で見ればその8割ぐらいが人件費になっています。ですから、運営が厳しくなっていく、民間としても運営が厳しくなっていくとすれば一番大きな人件費を例えば削るといような方向が当然考えられるわけです。現在の正職員を非正規にしたり、臨時の職員をふやしていったりという、そういう方向も当然推測されるわけです。例えば仙台市、かなり大きなまちですけれども、仙台市の例を言えば、仙台市も市内の市立幼稚園がどんどん古くなっていく中で、新しく建て替えた場合には民間にしていくという方針を既に決定していて、それが今どんどん進んでいる。そうすると、なかなか今度民間への切り替えによって臨時職員をふやすところが募集しても集まらないということが先日新聞の報道にも載っていましたが、そういう厳しくなってくれば当然そういった懸念があると私は思うのですが、改めてもう一回そういう不安はいかがですか。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） お答えいたします。

先ほど町長の説明の中にもございましたけれども、毎年道が実施する監査の中で行政事務指導監査と保育所運営指導等がございます。その中では職員の体制、状況、そのほかに各種いろんな事項が調査内容の中に入っております。それにつきましては、指導の中できちんとした職員体制がとれるような状況を確保して運営されるということで、そういうもので確認できると思っておりますので、実際には運営には支障はないと考えております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 私は、そうではなくて、まだまだ不安はあると思っております。

先般の文教厚生常任委員会で、先ほど町長の提案にもありましたまずは来年度も町立保育園としては募集を続けて、町立保育園の閉園は先延ばしをするというふうにお話がありましたけれども、たとえそうなったとしても今回この予算が通って、来年に向けて泉学園が新しい認定保育園をつくると。そうすると、片方は新築された非常に快適な新しい施設ができる。もう一方、町立羽幌保育園は老朽化したまま、必要な補修はすとおっしゃいましたけれども、今でもかなり老朽化している状態ということであれば、閉園を先延ばし

をしたとしてもどちらを選択するか非常にハンディがあるといいますか、不公平感があると私は思います。どちらを選ぶかは目に見えてはっきりしているのではないかと。ですから、とりあえずは閉園はしないけれども、自然に移っていくのを待つというような、そういった方針に切り替えたのかなというふうにも思えますが、そうではありませんか。その辺いかがですか。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） お答えいたします。

保護者の選択肢を得るために2つを残すということで残したものでございます。保護者のほうがどちらを選択するかというのは、保護者の考え方でございますので、それについては町がこちらに入れ、そちらに入れという話にはならないと思います。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 町のほうからどちらに入れとか、当然そうですけれども、だからそれをわざわざ言う必要はないですけれども、言わなくてもはっきりと片がつくだろうというふうに踏んでいるのではないかと私は思うのです。そうではないとおっしゃるかもしれませんが、このような方法で進めるということは、私はそういう方向につながっていくというふうに感じております。これは意見ということで申し上げます。

○議長（室田憲作君） 6番、磯野直君。

○6番（磯野直君） 天売島の観光産業の支援の500万に関して質問いたします。

私も観光産業にかかわる一人として、離島の現状というのは人口減、後継者不足、その他もろもろの問題がありまして、徐々に民宿等、食堂等、それから探勝船をやめざるを得ない中でこのようにほかの地域から入ってきてやられるということは大変歓迎するものでもありますし、ツアー業者にとってもその海底船があるのとないのでは大分集客も違ってくるのだろうということで歓迎はしています。ただ、ちょっと懸念するのは、今回このゴジラ岩観光というところに補助金を出して、探勝船と食堂を再開してもらうということなのですが、現状島の中で今まで働いている、事業を行っている人たちも事業主の高齢化、それから後継者不足、それから地元での労働者不足というものはこれからも今現状直面している中でどんどんそれが厳しくなるのだろうと思っているのです。こういう形で補助金つけられるということは、今後地元で今現状やっている方々に対しての手当てというのも当然必要になってくるのだろうと思うのですが、その辺に関しては今回の場合はゴジラ岩観光だけのものなのか、今後そういう地元業者に対しても新たな補助制度というものを考えているのかお聞きしたいのですが。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） お答えいたします。

今回のこのさまざまな事情というのは委員会のほうでも説明受けたかというふうに思いますけれども、急遽非常に重要な部分でのいわゆる欠けている部分を補充するというか、観光客のためという、観光地である我々の責務でもありますし、そういったところで急

遽この話が進んでまいりました。確かにいろんな制度の中で当てはまるものがないのかなということでもいろんなことを考えましたけれども、結果的には今必要とされる、そして緊急性も求められているという中でゴジラ岩観光、私も地元の町とのいろんなつながりの中でお話しも個人的には聞いておりました。そんな中で皆様方にご理解を求めて、急遽動いていただきたいと、動く、動かしたいということでございます。ただ、それらの状況がまたいろんな面から各離島のほうにも起き得る話でもありますし、いろんな厳しい状況が今あるというふうにも思っております。そういった意味では、やはり基本的な我々の考え方としては羽幌町の離島を守っていこうというさまざまなことも考えておりますし、離島の振興法、羽幌町の離島振興計画という中でもやはりそういうところに目を配りながら、気を配りながら、さまざまな条例化ということも含めて離島への特化みたいな形で考えていかなければならない部分があるのかなというふうに思っています。具体的にどうこうということまだありませんけれども、やはり島の産業活性化ということの中でさまざまな手だてを考えていきたいというふうには思っております。

○議長（室田憲作君） 6番、磯野直君。

○6番（磯野直君） まだ具体的には何もないということなのですけれども、ぜひ早急に、やはり地元で高齢化なども進んで待ったなし、それと一番私も同じ業種をやる者として労働力不足というのはかなり深刻な問題になってくるのだらうと思います。これを解決しない限りは、多分このゴジラ岩観光もそうでしょうけれども、人件費というのはかなりなウエートを持ってきます。では、地元で雇用するのかといってもなかなかできない。では、町に例えば新規雇用なんかの補助金を利用するのかといっても、短期になってしまってそれもなかなか利用できない。では、パートですといっても今言ったようになかなか人もいないという本当に八方塞がりのような状況で、こういう中でやはりそういう雇用の場として例えば島だけでなく今後近隣の町村から例えば船で乗ってきて、パートで働いてもらって、また最終便で帰ってもらうだとかという、そういう方法も多分出てくるのだらうと思うのです。そうしないとなかなか通年雇用はもちろん無理ですし、例えば募集雑誌とかに出しても最低賃金というのは決められてくるし、しかも業種、我々もそうですけれども、残業という部分もかなり出てくる。そういうものはなかなか払っていけない現状もある。どうしてもパートで雇わざるを得ないという現状もありますので、その辺のところも含めて、そういうほかの今現状地元で頑張っている業者に対しても何らかの方法を早急に考えていただきたいと思うのですが、何か考えがありましたら再度お伺いしたいのですけれども。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） おっしゃられるとおりだという状況があちこちにも島のみならず見られる状況だというふうに思います。前段で申し上げましたとおり、原課のほうとやはり地域の状況というものをほかの面では把握はしているというふうに思いますけれども、これから先を見据えたさまざまな支援の形というものを早急に取り組んでいきたいという

ふうに思います。

○議長（室田憲作君） 5番、船本秀雄君。

○5番（船本秀雄君） それでは、私のほうからも天売島の観光産業振興の補助金について質問いたします。

委員会では内容はお聞きしておりますので、私は離島振興のために非常にいいことだと思っております。ただ、補助金を出すということは、町民の税金でありますから、根拠をはっきりしなければまずいのではないかと。前は産業振興、先ほど町長も言っておりましたけれども、産業振興から出されて、私はあれは農業と林業と水産の補助事業であって、なじまないのではないかなというお話をさせていただきました。それから、その補助を出す相手方を町として見て観光として見るのか、企業誘致として見るのか、起業化として見るのかという質問をしましたけれども、なかなか答えが出てこなかったと。最終的には観光が近いだろうということでありましたので、私はそれであれば観光協会に補助金を出している条例を使えないのだろうか。そして、もしそれが使えないのであれば、観光協会に出している条例の一部改正をしながらやる方法がいいのではないだろうかというお話をさせていただきました。先ほど町長のほうから政策的な判断をしたということをおっしゃられましたけれども、この根拠についてちょっとお聞きします。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 委員会のほうでこの今の島の状況というか、食堂がなくなるとかいろいろなことというところでご説明を受けていらっしゃるかというふうに思います。ただ、我々本当に島の観光というもの、そして島にいらっしゃる観光客の消費行動とでも申しますか、そういうものは我が町の活性化に欠かすことのできない状況でもあります。そういった意味では観光客に喜ばれる、観光地として提供するサービスというものをやはりいつも考えながら、そして島民も含めた島の活性化というものに取り組んでいかなければならないというふうに思っております。そういう中で、今申し上げましたとおり非常に緊急の対応を要する食堂の閉鎖だとか、またより以上の観光客へのサービスというような観点からも大変な状況が昨年度末観光シーズンが過ぎてから起きてきております。そういったところから緊急に取り組むを進めなければならないというさまざまな先ほどから言っております業者の方々のいわゆる取り組みへの提供ということもありましたし、そういったところでそのことについて町もいわゆる急ぐものでもあったということも含めて取り組みを始めたというところがございます。そういった中で、先ほど申し上げました議員のほうはさまざまな制度の中での適用があればということだというふうなご提案も今申し上げられているというふうに思いますけれども、我々としても何かそういう当てはまる、いわゆるわかりやすいそういうものがないのかなということでもございましたけれども、結果的にはなかなかすっきりするものもないということで、我々は今現在の必要性というところでの政策的な判断ということで今の皆様方にご提案をさせていただいております。

○議長（室田憲作君） 5番、船本秀雄君。

○5番（船本秀雄君） 緊急性、観光ももう始まっているわけでありますから、本当に緊急性のあるものだと私も理解しますし、大変いいことだと私は思っているのです。ただ、急ぐから根拠なしに政策的に判断するというのはちょっといかがなものかなというように私は考えます。それと、今町長からお答えいただきましたから理解はいたしました。ただ、今後、先ほど磯野議員からも質問もありましたけれども、焼尻のほう、さらには本土の町のほうも含めて整合性をとれるような条例改正するものはして、きちっとした形で補助をするのであれば大いに私は結構だと思いますので、ぜひそこら辺の整理を早急にやっていただいて、島も町も含めての整合性をきちっとできるのか、できないのか、もう一度町長からお答えをいただきたいと思います。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） おっしゃられるとおりだというふうに思います。なかなかぴたっと当てはまる条例というのを次々ということよりもある一定の枠の中でということが非常に難しかったのかもしれないけれども、今議員がおっしゃられるとおり検討に入りたいというふうに思います。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 泉学園の補助についてお伺いします。

私も何度か保育園含めていろんな角度から質問はしてきましたのですけれども、昨年3月の定例会で私が最後に質問した内容について、ちょっと最後時間がなくてできませんでしたので、そこがきっと町民にとっても疑問が残る点になったのかなというふうに思っていますので、改めて質問させていただきます。

私の質問は、泉学園と町長ととても親しいというか、法的には問題がないという答弁も違う場面でありましたけれども、自分としては公人として、私人として含めて関与があったのか質問したのですけれども、的確な答えがなく質問の時間が過ぎてしまったので、その点について町長自身泉学園との関係について関与があるか、ないかについても一度お聞かせいただきたいのですけれども、お願いします。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 関与があるか、ないかと。家庭環境だとかさまざまそういうところから物事を考えるのであれば、それは紛れもない事実であります。ただ、今回のこのことについての関与があったのかということ、その関与ということ具体的に言うだけならばいいのかなと思います。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 前回のときも同じようなことを言われて、情報を提供するだとか、それについて町長自身が電話をして要請をしたりだとか、そういう面での自分に関与という言葉を使ったのですけれども、町長として、個人としてなのか、それも含めてなのですか、そういうような情報の提供、それといろいろな依頼とかそういうことを含めてそういうことはありましたか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 直接的に仕事のことで余りそういうことはありません。いろんな事務的な動きだとか町とのいろんな問い合わせだとかというのは、学園のほうに1人その担当者がいらっしゃいますし、そういった意味では私がどうのこうのという電話を受けたり、電話をしたりというようなことは全くないと言っておきたいと思います。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 担当者と直接ということではなくて、例えば担当者の人選に関して町長が直接関与というか、依頼とかそういうことはなかったでしょうか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） ありません。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） ないということなので、いいのですけれども、前回の質問の中でもあったのですけれども、そこが一番丁寧に丁寧に町民に説明していかなければいけないところだと思います。せっかく新しくつくりたいということで話が進んでいる中で、そういうふうなうわさですとか疑念ですとかそういうのがまだまだ僕は町民の中にあると思います。やっぱりそれを1つずつ丁寧に丁寧に伝えていくことがまだまだ不十分ではないかなというふうに思っています。もし新しいこども園に入る子供たちが親が本当に心から何も迷いもなく送り出される施設というのが自分としては大事だと思っています。そのためにはやっぱりもっともっと町民が今疑問に思っていることを一つ一つ潰していくと言ったら変ですけども、丁寧に丁寧に説明していくことがまだまだ不十分なのではないかなというふうに思いますけれども、最後にその点について町民への答えというか、町民への説明についてお聞かせをいただければと思います。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 議員おっしゃられることに対して私もいろいろと疑問を持つこともございますし、今お答えしたとおりでございます。やはり我々としては、この保育業務を民間の方にとということでございますし、子供たちのために保育というものを一生懸命取り組んでいただくと。そして、子供たちが認定こども園という形ですので、幼稚園と保育園ということがやはり連携する中で子供たちに本当に健やかに育てほしいという、それが教育の目標でもあり、また保育の目標でもあるというふうに思います。そういった疑念ということよりも、私としてはそうなったときにやはり子供たちのために一生懸命汗を流していただく、そして羽幌町の未来のために子供たちを育てていただきたいと。就学前までの非常に重い大変な時期を一生懸命やっていただきたいということを期待するだけでございます。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論につきましては、会議規則第52条により最初に反対者、次に賛成者を発言させることとなります。討論の回数は1人1回限りとなります。

まず、原案に反対の発言を許します。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 平成25年度の一般会計補正予算案の中の就学前児童施設整備補助金について反対の意見を述べたいと思います。

4月17日開催の文教厚生常任委員会で、保育部門で泉学園が行う認定こども園の1カ所となった場合には選択肢がなくなる現状を踏まえて、町立保育園の閉園を先送りする考えが示されました。しかし、泉学園のこども園が新築の快適な環境となる一方で町立保育園の園舎がそのまま続けていった場合を想像すると、どちらを選択するかは目に見えており、民営化方針を堅持したままではいずれ保育の独占へと進むことが推測されます。私は、これまで保育事業については自治体がしっかりと実施義務を負う公立を基本とすべきであると考えており、泉学園の認定こども園整備計画に対しては町長の親族関係問題、土地取得にかかわる問題などを指摘してきましたが、町は法令、法規上抵触しない、法令に基づき執行している、個別の案件であるなどと答え、疑問に対する説明や理解を深める姿勢に欠けていると言わざるを得ません。北海道における認定こども園は、道の発表の資料によれば今年4月1日現在で56カ所あり、公立で運営しているところも20カ所あります。空知管内のある町では、この4月私立幼稚園が撤退したことから町が引き受け、認定こども園としてスタートさせています。自治体においては厳しいであろう財政事情の中でも公立で踏み切っている例はたくさんあります。羽幌町においても保育は公的運営を基本に進めていくべきであることを述べ、反対意見といたします。

○議長（室田憲作君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 私の意見を述べさせていただきます。

今金木議員のほうから反対のご意見がございましたけれども、その反対の理由につきましても私自身も同じような心配を持つという、そういうこともございます。しかし、学校法人泉学園の認定こども園の申請、補助金の申請ですが、これは国の制度にのっとった正当な申請であり、なおかつ町がこれまでの学校法人の運営の実績等から見て判断をして、補助金を受けるのに適切な学校法人であるというような判断をされているわけであり、町及び議会の町立の保育園の存続問題の判断のおくれによって、こういう民間がやろうとしている事業がさらにおくれるという事態は私はつくるべきではないというふうに思います。というような理由から、私は今回補正予算に関しては賛成意見を述べさせていただきます。と思います。

ただ、町立の保育園の今後のことにつきましては、さらに議論を深めて、先ほど町長からも保育は町の責務であるというような発言もございましたので、しっかりと今後の保育の責務を担っていただくというような上での議論を展開していただきたいということを申

し添えまして、私は賛成いたします。

○議長（室田憲作君） ほかに討論はありませんか。原案に反対者の発言を許します。

6番、磯野直君。

○6番（磯野直君） 私は、この就学前児童の幼稚園に関しましては反対をいたします。民間の認定こども園を民間がやることに関しては何も反対するつもりもありませんし、当然補助金等もつけるべきだとは思いますが、今回の場合はその条件として公立のものを廃止する、これについては私は非常にやはり反対しますし、疑念を持ちます。先ほどから何回も出てきていますけれども、本来やはり保育というものは行政がその責務を担うものだと思います。ただ、全国的な都市部の状況から待機児童解消ということで認定こども園というものが現在進んでいるのだろうと思っています。我が町では、それは決してそういうことではないのでありまして、ただ民間がやるから、それで十分間に合うから公立が要らないのだという論議というのは、私は本末転倒なのだろうと思っています。そういう中で、今回の場合はいろんな論議があって、進める中でやはり議会や委員会でもいろんな疑念等も示されました。当初からの計画があった土地が売買された、それから子供、子育てに関する審議会等のメンバーの選任に関しても疑念が示された、また新たな泉学園が建てようとしている土地に対する疑念も示された。確かに法的には問題がないのですが、やはりこれだけの疑念があるものに対して、それはちょっとこっちへ置いておいて、ふたをしておいて、行政側が言うのは児童福祉、幼児教育、それから町の財政という大義名分をかざして押し切ろうとする、それに対して私はとても賛成できる気にはなりませんので、反対をいたします。

以上です。

○議長（室田憲作君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、橋本修司君。

○8番（橋本修司君） 私は、賛成の意見を述べさせていただきます。

先ほど寺沢議員も言われた理由につけ加えまして、これまで長い間委員会等でいろいろな問題について議論をし、またある程度の回答は得たものと思っておりますし、また財政的にも問題ないだろうというふうに思います。何よりも保育にかかわる保護者、子供たちが最良の最善の環境で保育されることがまず大事だろうということから、今回の提案を賛成いたします。

以上です。

○議長（室田憲作君） 原案に反対者の発言を許します。

9番、駒井久晃君。

○9番（駒井久晃君） 私は、反対の意見を述べさせていただきます。

その理由は、4月に2度文教常任委員会を開催したところ、1回目は委員の発言があり、委員長の裁量をもちまして2度の委員会を開いたところ、2度とも委員の賛成の意見を得られたとは思っておりません。さらには、なぜ今日出てきたのか不思議に思っているところ

ろでございます。また、天売の探勝船の補助につきましても、補助もなく、また国のそういった制度もなく、ただ緊急性のみで今出すということは他に及ぼす影響が非常に大きいと思います。

以上の2点をもちましてこの補正予算に反対をさせていただきます。

○議長（室田憲作君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、森淳君。

○1番（森 淳君） 私は、賛成の立場で発言をさせていただきます。

担当の委員長がこういう機会に討論に参加することに対しての是非ということはいろいろあるかもしれませんが、私といたしましても1年余りこの問題相当の数の委員会を開いて今日の間を迎えて、私自身賛成ですので、このまま採決に入るということは無責任かと思ひまして、一言添えさせていただきます。

反対の方々のご意見の一部に関しましては、私自身この間の討論等を聞いて理解できる部分もあります。ただ、現実には今ある子供たちが来年の春に両方選んで新しい保育を受ける権利を奪うということに関して私はどうしてもそれを阻止することにはならないと思います。今後も我々の議会としては2年間の任期がありますし、先ほどの町長の提案理由の説明にもあったようにさらにいろいろな問題については担当委員会、その他一般質問等を通じて、今日で全てが終わったということではないということも申し添えて賛成討論したいと思います。

以上です。

○議長（室田憲作君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（室田憲作君） 起立多数であります。

したがって、議案第35号 平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（室田憲作君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

したがって、平成25年第2回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午前11時30分）